

福祉環境委員会

令和4年7月13日(水)
13時00分～ 時 分
全員協議会室

【委員】小川委員長、足立副委員長
村木委員、村武委員、柳楽委員、岡本委員、川神委員

【議長・委員外議員】

【福祉環境委員会 所管管理職】

〔上下水道部〕有福上下水道部長、大上下水道課長

【事務局】中谷書記

議題

- 1 浜田処理区（市街地）下水道整備事業について
- 2 その他

浜田処理区（市街地）下水道整備事業について

1. 浜田処理区（市街地）管路工事の概算事業費について

平成27年度概算事業費から、**約12.2億円の増額**となる見込みです。

市の実質負担額としては、**約5.2億円の増額**となる見込みです。

2. 増額の要因

項目	内容	増加額※
①物価上昇	物価上昇による資材費等約16%（16.3%）上昇。 （国交省公表デフレーターより）	約379百万円
②区域変更 （工事延長）	工事延長 L=3.1 km増加。（下表参照） 旧JT跡地整備が進み、同区域の早期接続が見込めないため、公共施設が集積する市役所周辺を含む区域に変更した。 なお、区域変更については下水道審議会委員において了承いただき、平成30年11月に議会（福祉環境委員会・全員協議会）へ報告した。	約257百万円
③工法選定	推進工法 L=3.7 km増加。（下表参照） 平成27年度の概算計画では敷地内の排水管の深さを見込むことが困難であったが、令和4年度概算では基本設計の成果による高低差を見込んだ結果、3m以上の深さに配管する距離が延び、工法検討の結果、推進工法が増加した。	約551百万円
④施工区分	夜間工事 L=1.1 km（国道9号）を見込む。	約29百万円
合 計		約1,216百万円

※ 増加額には、設計・調査費用等を含み、物価上昇の増加額には、消費税2%増税分を含む。

3. 管路工事概算比較表

（税込み）（単位：百万円）

項目	平成27年度概算		令和4年度概算		差 額	
	延長	事業費	延長	事業費	延長	事業費
開削工法	16.9 km	1,524	16.3 km	1,665	△0.6 km	141
推進工法※1	0.4 km	60	4.1 km	950	3.7 km	890
マンホールポンプ	7基	82	6基	105	△1基	23
測量試験費※2	1式	117	1式	242	—	125
調査・事務費	1式	105	1式	142	—	37
合 計		1,888		3,104		1,216

※1 推進工法：地上から道路を掘らずに地下にトンネル状に掘削し、管を設置する工法。

※2 設計施工一括発注（DB）方式実施に係る工事監理業務を含む。

◎債務負担行為額

概算事業費のうち、開削工法 1,665 百万円＋推進工法 950 百万円＋測量試験費 242 百万円＝**2,857 百万円（入札発注時上限額）**を5年間の債務負担行為として、9月議会へ上程する予定。

4. 市の実質負担額（優先整備区域管路工事のみ）

交付税算入率を考慮した市の実質負担額は、下記のとおりです。

（単位：百万円）

起債の割合	実質負担額		
	平成 27 年度概算	令和 4 年度概算	増減額
過疎債上限額を平成 27 年度概算額 472 百万円とした場合（ $944 \times 50\% = 472$ 百万円）	497	1,019	522

※交付税算入率：過疎債 70%、下水道債 45%として算出。

実質負担額算定の財源内訳

（単位：百万円）

事業費	国費	起債 (過疎・下水道)	補助・起債以外	合計
平成 27 年度概算事業費	849	944	95	1,888
令和 4 年度概算事業費	1,082	1,969	53	3,104
増減額	233	1,025	▲42	1,216

※処理場建設費用は基本設計中のため上記金額には含まない。
基本設計後（概算事業費算出後）、改めてご報告します。

5. 今後の課題

1) 効率的な整備への取組

浜田処理区（市街地）整備事業においては、設計施工一括発注（DB）方式を導入することにより、民間事業者の優れた企画力・技術力を活用し、事業費のコスト縮減及び効率的な整備を進めます。

2) 経営の効率化

令和 4 年 10 月からの上下水道部の事務部門の統合や令和 6 年 4 月からの下水道事業の地方公営企業法全部適用により更なる組織の見直しを行い、経営の効率化を目指します。

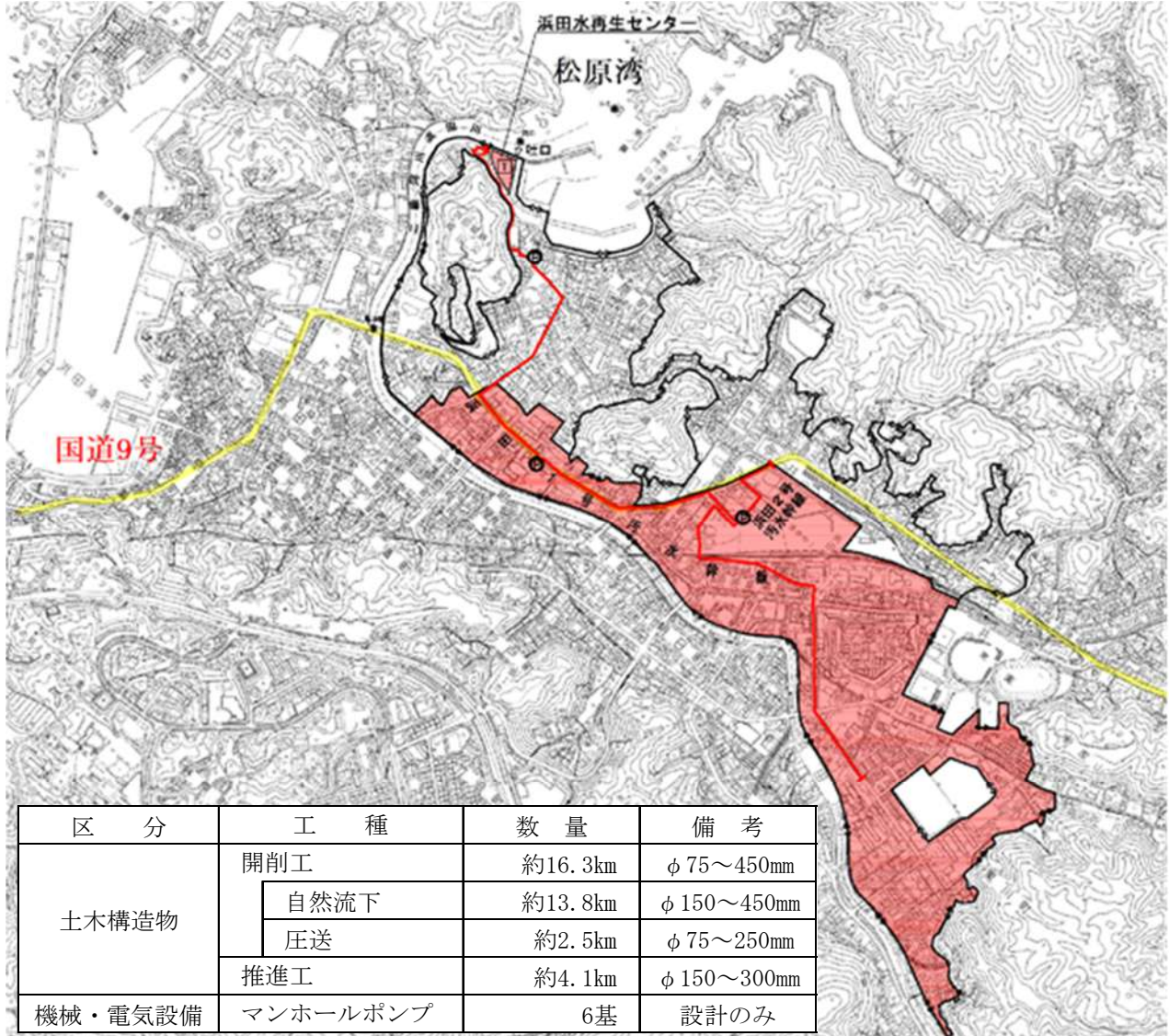
3) 収入の確保

浜田処理区（市街地）整備事業の令和 8 年度順次供用開始を目指し国庫補助金や企業債を最大限活用するとともに、その後の収支状況などを踏まえ、下水道事業全体での適正な料金水準を検証し下水道使用料の改定を検討するとともに、接続率向上のための普及啓発を行います。

6. 優先整備区域の事業概要

整備区域約 77ha、管路工事延長約 20.4 kmを 2 工区に分け設計施工一括発注（DB）方式により事業実施する予定としています。

(1) 工事範囲



(2) 設計施工一括発注（DB）方式の業務範囲

設計 工事監理	<ul style="list-style-type: none"> 調査業務（測量調査、地質調査、埋設物調査、試掘調査等） 詳細設計業務（機械・電気設備工事を含む） 移設協議、関係機関協議 工事監理業務 住民説明補助 本事業に伴う各種申請等の業務
施工	<ul style="list-style-type: none"> 下水道工事（機械・電気設備工事を含まない） 近隣対応、周辺環境調査対策 関係機関協議 住民説明補助 本事業に伴う各種申請等の業務

(3) 応募者の備えるべき主な参加資格要件

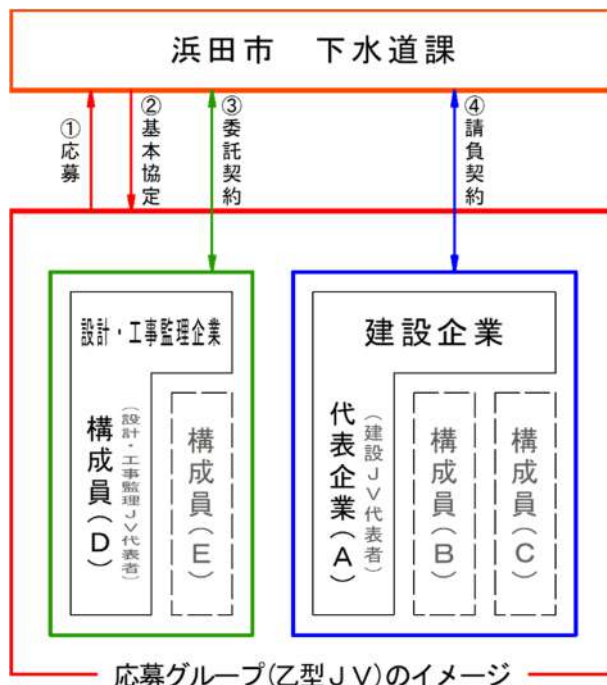
参加資格要件の詳細は、募集要項にて公表しますが、主な参加資格要件は下記のとおり想定しています。

□設計・工事監理企業の主な要件

- ・市内業者及び準市内業者で、令和 4～6 年度浜田市建設工事等競争入札参加者有資格者名簿の「土木関係建設コンサルタント-下水道部門」に登録されていること。
- ・過去 15 年間に於いて、国、地方公共団体等が発注した下水道管渠詳細設計業務の実績を有していること。

□建設企業の主な要件

- ・市内業者で、令和 4～6 年度浜田市建設工事等競争入札参加者有資格者名簿の「土木一式工事」に登録されていること。
- ・過去 15 年間に於いて、国、地方公共団体等が発注した下水道管渠工事の施工実績を有していること。



(4) 今後のスケジュール (案)

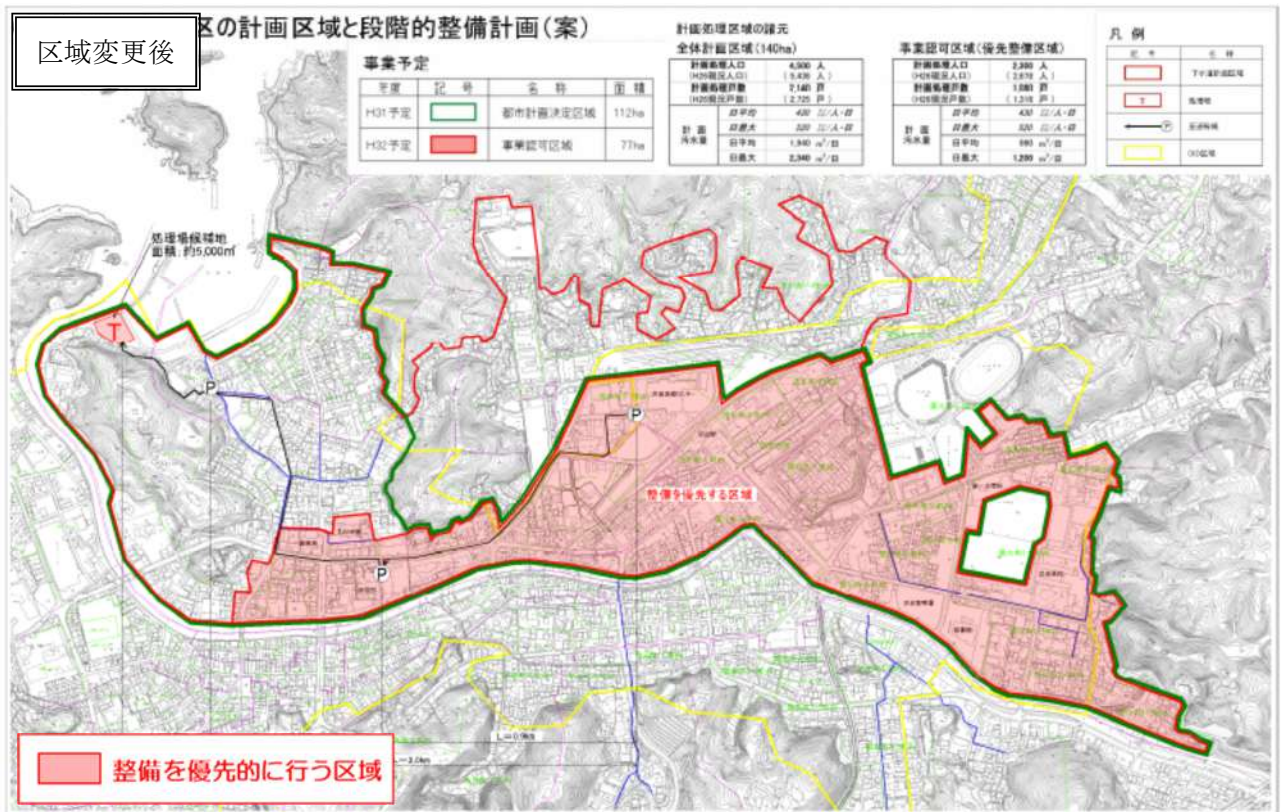
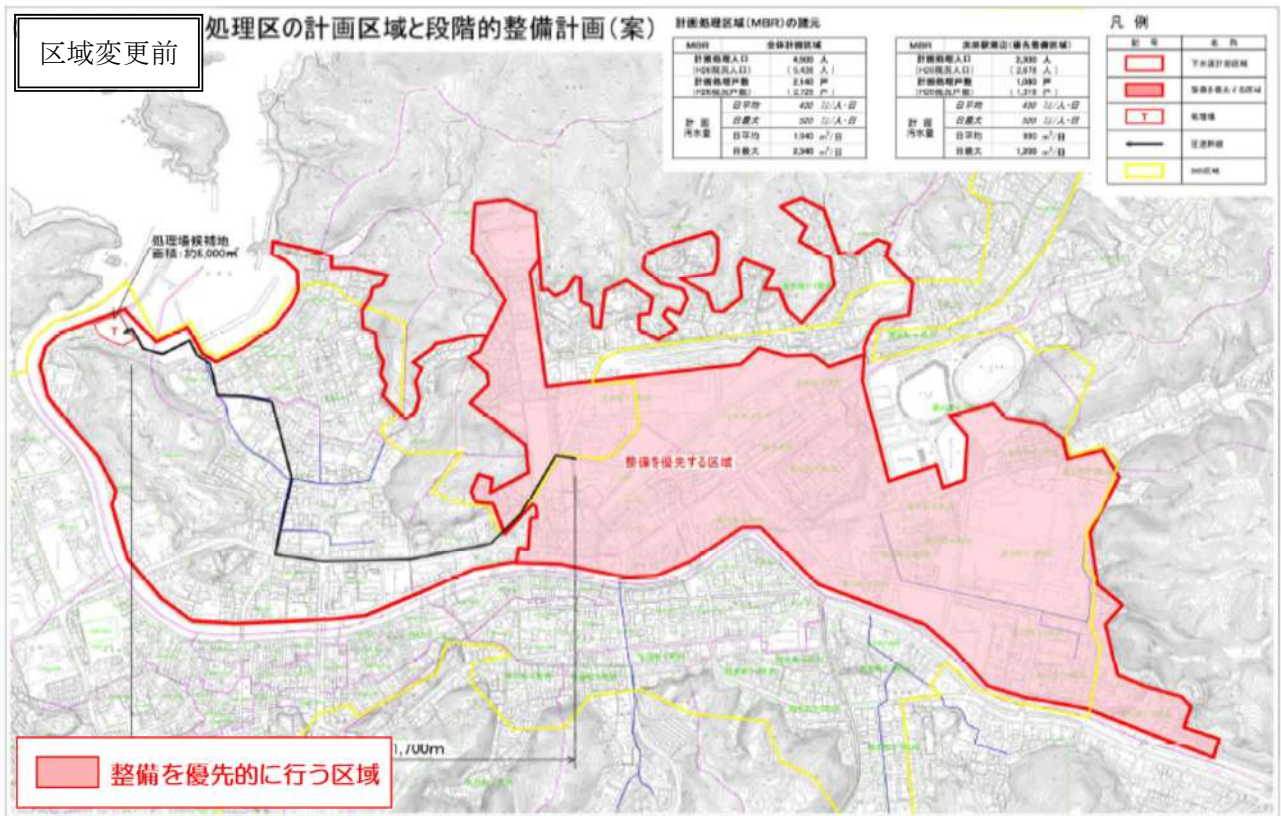
時 期	内 容
令和 4 年 8 月中旬頃	実施方針 ^{※1} (案)・要求水準 ^{※2} (案) の公表、意見集約
令和 4 年 9 月議会	債務負担行為を議会へ上程
令和 4 年 9 月下旬頃	実施方針・要求水準の公表
令和 4 年 10 月上旬頃	募集要項の公表
令和 5 年 3 月上旬頃	契約候補者の決定
令和 5 年 3 月下旬頃	基本協定の締結
令和 5 年度	設計・工事監理業務委託契約の締結
令和 6 年度	建設工事請負契約の締結

※1 実施方針：公民連携手法の概要や実施スケジュールなどを事前に公表し、民間事業者や関係者に対して内容の理解を深めることを目的とするもの。

※2 要求水準：設計、建設の業務に関して達成すべき水準を示すもの。

7. 計画から現在までの経緯

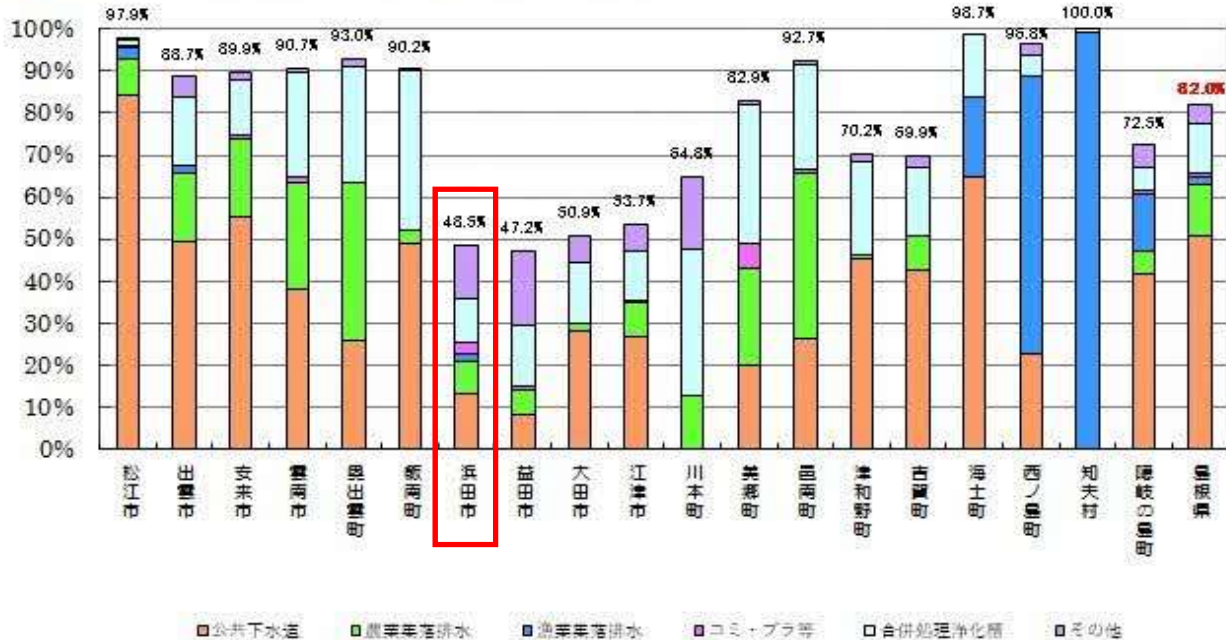
平成 7 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜田市公共下水道基本計画策定 浜田処理区 (950ha・29,600 人・390 億円) 周布処理区 (187ha・6,300 人・80 億円) 国府処理区 (216ha・5,500 人・80 億円)
平成 12 年度 ～平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国府処理区下水道整備事業実施
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜田市汚水処理構想策定 人口減少等の社会情勢の変化を考慮し、浜田・周布処理区を 8 処理区に分散する計画とした。 その結果、総事業費約 200 億円まで圧縮。
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地下水道整備事業のスケジュール (案) を報告。 平成 28 年度の事業着手を目指すこととした。
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省、農林水産省、環境省が共同で都道府県構想策定マニュアルを策定し、10 年程度を目途に汚水処理施設概成 (10 年概成) の方針を示した。
平成 26 年度 ～平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、島根県から 8 処理区の現地調査が行われた。(2 回)
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の低コスト型モデル都市となり、早期整備のための、処理区域の見直しや処理場候補地の選定など、国からの助言を受け計画を見直し、概算事業費の算出を行った。 平成 29 年度の事業着手に見直した。 ・ 下水道審議会より、整備区域や受益者負担金について答申を受けた。
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理場予定地周辺関係者へ説明を行った。 ・ 市の主要施策間での調整において、平成 34 年度の事業着手を検討せざるを得なくなった。 ・ 国は、今後 10 年間 (平成 38 年度 (令和 8 年度) 末期限) で下水道整備を概ね完了させる方針であり、実施時期が遅れると補助金が確保できない可能性があるため、事業着手時期を再度検討し、平成 32 年度の事業着手とした。
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優先整備区域から旧 JT 跡地を外し、市役所周辺を含む区域へ変更することとした。
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備対象地域 9 会場で事業説明会を開催した。
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道法及び都市計画法の認可を取得し、浜田処理区公共下水道事業へ着手した。 ・ 処理場予定地の移転補償、管路工事基本設計を行った。
令和 3 年度 ～令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理場予定地の用地取得を行った。 ・ 管路工事官民連携導入可能性調査業務に着手し、関係団体との意見交換の実施、概算事業費の算出を行った。(業務完了 : R4.5.31)



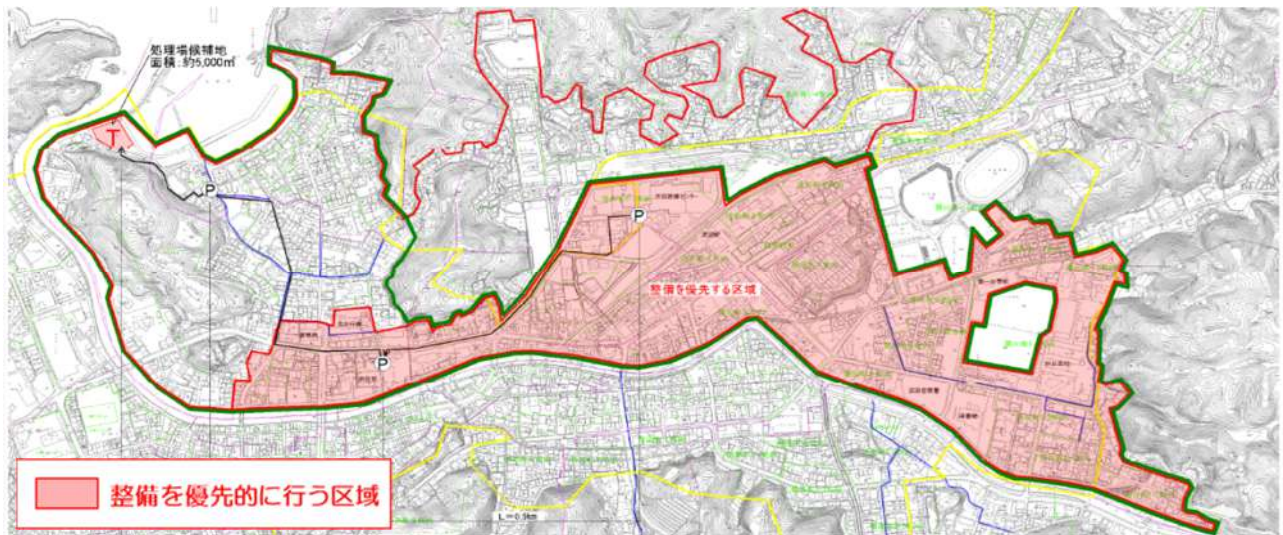
8. 浜田市の汚水処理の現状

浜田市は、汚水処理人口普及率が令和2年度末で48.5%と島根県内で2番目に低く、汚水処理未普及地域の早期解消を図る必要があります。

令和2年度末 汚水処理人口普及率（整備手法別）



汚水処理未普及地域の早期解消を図るため、市役所・駅前周辺地区を優先整備区域とし令和2年度より公共下水道事業へ着手しました。優先整備区域完了時、汚水処理人口普及率58%を目指しています。



【整備区域の選定理由】

- ◎公共施設が多く、計画区域の大部分が人口密集地であり、整備効率が高く下水道経営の安定化が期待できる。
- ◎観光都市としてのイメージアップを図るため宿泊客も多く、市の玄関口ともなる駅前周辺地区及び市役所周辺の早期整備が望まれる。
- ◎生活排水を未処理のまま水路等に放流している割合が多い地区であり、下水道整備による環境改善が期待できる。